

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の取扱いに関する「手数料及びその料率」の一部改正等について

平成 16 年 7 月 23 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

平成 13 年 10 月の商法改正（平成 13 年 10 月 1 日施行）によって 1 株当たり純資産額に関する規制（1 株につき 5 万円を下ることができない。）が撤廃されたことなどを背景に、最近、短期間に大幅な株式分割等を繰返し実施し、参加者の手数料負担を著しく増大させている銘柄が出現している。

これら銘柄は極めて限定的なものではあるが、参加者への影響等が非常に大きいことから、今般、このような大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率について特例的に対応することとし、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正概要

「手数料及びその料率」を一部改正し、大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率は、別途定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例（以下「手数料の特例」という。）」の規定によるものとし、次のとおり、手数料の特例において大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率に関して必要な事項を定めることとする。

### (1) 手数料の特例の対象となる株券

平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（「分割等による調整率」という。以下同じ。）が100以上となった株券（「大幅な株式分割等が行われた株券」という。以下同じ。）とする。

（例）

（効力発生日）		分割比率	分割等による調整率	
平成15年8月20日	1：10	10	10	
平成16年2月20日	1：100	100	1,000（10×100）	特例の対象に該当
平成16年8月20日	1：10	10	10,000（10×100×10）	

（注）分割等による調整率は基準日の翌日に変更（後述）。

## (2) 分割等による調整率の変更日

株式の分割又は併合については当該基準日の翌日又は株券提出期日の翌日に、1単元の株式の数の変更については変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。

## (3) 振替手数料及び保管手数料の徴収料率

大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率は、それぞれの徴収料率に100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする(株式分割等による手数料負担増が100倍を上回ることはないよう調整)。ただし、株式の分割又は併合が行われた場合、基準日等の翌日から効力発生日の前日までの間における保管手数料の徴収料率は、当該株式の分割又は併合による分割等による調整率の変更前の当該調整率を用いて算出する(株式の分割又は併合が行われた場合の保管手数料については、効力発生日から調整)。

(算式例) 振替手数料に係る徴収料率(1株につき)

$$= 0.0045 \text{ 円} \times \frac{1,000}{1 \text{ 単元の株式の数}} \times \frac{100}{\text{分割等による調整率}}$$

## 3. 実施時期

改正規定は平成16年8月1日から施行することとし、本年4月1日以降の手数料の料率について適用することとする。

以上

## 手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新	旧												
<p>1. 業務規程第 1 1 1 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における 1 単元の株式の数（商法第 221 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた 1 単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該 1 単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。ただし、<u>機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</u></p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則</p> <p>この改正規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			<p>1. 業務規程第 1 1 1 条第 2 項に基づいて機構が定める同条第 1 項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) 株券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における 1 単元の株式の数（商法第 221 条第 1 項の規定に基づき会社が定めた 1 単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額を当該 1 単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に 1,000 を乗じた額とする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p>	区分	徴収対象者	徴収料率	(略)		
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													
区分	徴収対象者	徴収料率											
(略)													

## 大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例

この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。

### 1. 用語

この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (2) 併合比率 当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (3) 1単元の株式の数の変更比率 1単元の株式の数の変更において、1単元の株式の数の変更前の1単元の株式の数を当該変更後の1単元の株式の数の数で除して得た数をいう。
- (4) 大幅な株式分割等が行われた株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(「分割等による調整率」という。以下同じ。)が100以上となる株券をいう。

### 2. 分割等による調整率の変更日

機構は、株式の分割又は併合にあっては当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日に、1単元の株式の数の変更にあつては変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。

### 3. 大幅な株式分割等が行われた株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率

#### (1) 振替手数料の徴収料率

手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額

#### (2) 保管手数料の徴収料率

手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割又は併合が行われた場合の当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率を変更する前の当該調整率で除して得た数(当該除して得た数が1を超えるときは、1)を乗じて得た額

## 附 則

この特例は、平成16年8月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料の料率について適用する。